

現場代理人及び現場責任者の常駐義務の緩和に関する取扱要領
(趣旨)

第1条 この要領は、伊奈町建設工事請負契約基準約款第10条に基づく現場代理人及び伊奈町業務委託契約約款第7条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 町長は、実質的に現場が稼働していない次のいずれかに掲げる期間においては、現場代理人等は、現場への常駐を要しないものとする。

(1) 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

(2) 工事用地等の確保の未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 完成又は完了検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

(5) 土木施設維持管理業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む。）を行わない期間

(6) 建設工事に係る調査・測量業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む。）を行わない期間

(常駐を緩和する工事等)

第3条 次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営及び取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

(1) 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置する必要のない工事（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項に該当しない工事）

ただし、同条第2号又は第3号により監理技術者等の兼務が認められた工事と兼務する工事は同条第2号又は第3号の工事とみなす。

- (2) 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、伊奈町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領第3条第1項から第3項により主任技術者の兼務が認められた工事
- (3) 法第26条第3項第1号の規定に該当する工事で、監理技術者等が兼務する工事
- (4) 建設工事に係る調査・設計測量業務委託又は土木施設維持管理業務委託
- (5) 伊奈町が発注した単価契約に係る工事
(現場代理人等が兼務できる場合)

第4条 常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の全てを満たす場合とする。ただし、前条第2号及び第3号については、同一の監理技術者等が兼務している工事において兼務する場合に限る。

- (1) 兼務できる工事等の数は、現場代理人等として配置される工事等のほか、監理技術者等又は連絡員として配置される工事の件数を含めて、2件までとする。ただし、第3条第1号、第4号又は第5号の工事等の現場代理人等が以下の工事等の役職に配置される場合は、3件までとする。

ア 第3条第1号または第4号に示す工事等の現場代理人等

イ 第3条第1号に示す工事の監理技術者等

ウ 第3条第3号に示す工事の連絡員

- (2) 兼務できる工事等の現場間の距離等は、以下のとおりとする。ただし、兼務する工事等の数が3件となる場合は、全ての工事等において、以下を満たすこととする。

ア 常駐を要しない期間における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 常駐を緩和する工事等同士の兼務について

- (ア) 第3条第3号以外の場合は、次のいずれかを満たすこと。

① 伊奈町内

② 伊奈町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

- (イ) 第3条第3号の場合は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。
- (3) 国又は地方公共団体が発注する工事等であること。ただし、他の工事等の発注者の承諾が得られている場合に限る。

(入札公告等への明示)

第4条 常駐を要しない期間については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、常駐規定を緩和する具体的な期間を明示するものとする。なお、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

2 常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から現場代理人等の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（第1号様式）が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

(兼務の手続き)

第5条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、もう一方の工事等が兼務可能であるものであることを確認できる書類を添付して、発注者に現場代理人等兼務届（第2号様式）を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

第1号様式（第4条関係）

現場代理人等の常駐規定緩和に係る照会兼回答書

工事（業務）名	
工事（業務）場所	
契約金額	
現場代理人 （現場責任者） 氏名	
<p>上記（工事／業務）は、（現場代理人／現場責任者）の常駐規定を緩和して兼務を認める（工事／業務）であるか伺います。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 会社名 代表者名</p>	

<p>上記（工事／業務）の（現場代理人／現場責任者）については、</p> <p><input type="checkbox"/> 兼務を認めます。 ただし、事前に兼務（工事／業務）の内容及び連絡先を報告してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 兼務は認めません。</p> <p>年 月 日</p> <p>伊奈町長</p>

第2号様式（第5条関係）

現場代理人等兼務届

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

受注者 会社名

代表者名

次のとおり、（現場代理人／現場責任者／主任技術者）を兼務したいので届けます。別添のとおり、現場の施工連絡体制を整え、現場の安全管理及び工程管理を適切に行います。

現場代理人氏名		
工事1 (現在受注している工事(業務))	工事(業務)名	
	工事(業務)場所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	契 約 金 額	
	工事主管課名及び監督員氏名	
	主任技術者等氏名	
工事2 (兼務する工事)	工事(業務)名	
	工事(業務)場所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	契 約 金 額	
	工事主管課名及び監督員氏名	
	主任技術者等氏名	
工事3 (兼務する工事)	工事(業務)名	
	工事(業務)場所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	契 約 金 額	
	工事主管課名及び監督員氏名	
	主任技術者等氏名	

※現場代理人（現場責任者）の工事（業務）について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札広告文等又は現場代理人等の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。